

曾爾村選挙人名簿の抄本等の閲覧等に関する事務取扱要綱

昭和63年4月1日

要綱第1号

平成25年8月9日

要綱第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、曾爾村選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第19条に規定する選挙人名簿及び第30条の2に規定する在外選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）につき、法第28条の2、第28条の3及び第30条の12の規定による選挙人名簿の抄本（以下「選挙人名簿抄本」という。）の閲覧に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の申出書に添付する書類)

第2条 選挙人名簿抄本の閲覧の申出をする者（以下「申出者」という。）が法第28条の2第1項に規定する政治活動（選挙運動を含む。）を目的として閲覧をしようとする場合に、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）第3条の2第2項の規定により選挙人名簿抄本閲覧申出書（以下「申出書」という。）に添えて提出する書類は、次に掲げる区分により当該各号に定めるものとする。

- (1) 申出者が公職の候補者となろうとする者（公職にある者を除く。）である場合に、規則第3条の2第2項第1号の規定により提出する当該申出者が公職の候補者となろうとする者であることを示す資料は、次のいずれかとする。
  - ア 団体等による候補者選考会又は推薦会における推薦決定を示すもの
  - イ 政党等による公認決定を示すもの
  - ウ 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第5項の規定による政治活動用看板の証票の交付の申請書の写し
  - エ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。）第6条第1項の規定による政治団体の届出書の写し
  - オ 規正法第19条第2項の規定による資金管理団体の届出書の写し
  - カ その他委員会が適当と認めるもの
- (2) 申出者が政党その他の政治団体である場合に、規則第3条の2第2項第2号の規定により提出する当該申出者の政治活動の実績を示す資料は、次の

いずれかとする。

ア 規正法第9条の規定による会計帳簿の写し

イ 規正法第12条の規定による収支報告書の写し

ウ その他委員会が適当と認めるもの

第3条 申出者が法第28条の3第1項に規定する政治又は選挙に関する調査研究を目的として閲覧する場合に、規則第3条の3第2項の規定により申出書に添えて提出する書類は、次のいずれかとする。

- (1) 調査企画書(調査目的、調査方法、調査対象者、調査項目、調査開始から調査結果報告(公表)に至るまでのスケジュールが示されたもの等)に類するもの
- (2) 調査説明書(第1号様式)
- (3) その他委員会が適当と認めるもの  
(申出者に対する通知)

第4条 委員会は、申出者から第2条又は前条に掲げる申出書及び閲覧の申出に必要な書類のすべてが提出されたことを確認したときは、当該申出者に閲覧させるものとする。

(閲覧者に対する本人確認)

第5条 委員会が規則第3条の2第4項第2号の規定により選挙人名簿抄本を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)が本人であることを確認するために照会する文書及び回答書は、選挙人名簿抄本の閲覧に係る閲覧者の確認について(第2号様式)及び回答書(第3号様式)とする。

なお、回答に併せて提示する委員会が適当と認める書類は、本人であることが確認できる書類とする。

(閲覧の方法)

第6条 選挙人名簿の閲覧に供する時間は執務時間内とし、場所は委員会の事務室又は委員会が指定する場所とする。

2 閲覧者が選挙人名簿を閲覧し、その内容を他に写す方法は筆記に限るものとする。

3 選挙人名簿抄本を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆をしないこと。

(閲覧事項の確認)

第7条 委員会は、閲覧者が閲覧した事項が申出書に記載された閲覧対象者の範囲内であることを確認するものとする。

(閲覧の中止)

第8条 委員会は、閲覧者がこの要綱の定めに従わな  
い場合には、直ちに閲覧を中止させることができる。

(閲覧の拒否)

第9条 法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに  
足りる相当な理由があると認めるときは、次の場合をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律  
第31号)及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第8  
1号)に規定する加害者若しくはストーカー行為等の相手方(以下「加害者等」  
という。)が判明しており、当該加害者等から支援対象者についての閲覧の申  
出があったとき。
- (2) 委託を受けた法人が調査研究をする場合において、当該調査研究に係る委  
託契約書の写しの提出に応じないとき。
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

(閲覧状況の公表)

第10条 法第28条の4第7項に規定する閲覧状況の公表については、第4号様  
式から第7号様式により毎年6月末までに、委員会が行う告示の例により行う  
ものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、選挙人名簿の閲覧に関して必要な事項は、  
委員会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

調査説明書

調査の名称	
調査の目的	
調査対象数	
調査対象 (対象抽出方法等を具体的に記入してください。)	
調査方法	
調査事項 (調査票を添付したときは、記入の必要はありません。)	
公表の有無	1 有            2 無 (公表しない理由 )
公表の時期	年    月    日
報告書の有無	1 有            2 無 (公表の方法 )
報告書の名称	
備考	

第2号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

閱 覧 者  
住 所  
氏 名 様

曾爾村選挙管理委員会委員長 ㊟

選挙人名簿抄本の閲覧に係る閲覧者の確認について(照会)

選挙人名簿抄本を閲覧するにあたり、公職選挙法施行規則第3条の2第4項第2号により、あなたが閲覧者本人であることを確認する必要がありますので、別紙により回答してください。

(注)閲覧する際には、別紙回答書及び本人確認ができるものを必ず持参してください。

第3号様式(第5条関係)

回 答 書

曾爾村選挙管理委員会から 年 月 日付け 第  
号により照会のあったことについて、私は、選挙人名簿抄本を閲覧する  
閲覧者本人であることに相違ありませんので、その旨回答します。

年 月 日

曾爾村選挙管理委員会委員長 様

住 所

氏 名

印

(注)閲覧する際には、別紙回答書及び本人確認ができるものを必ず持参してください。

第4号様式(第10条関係)

曾爾村選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の2第1項及び第28条の3  
第1項の申出に係る 年度の選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次の  
とおりである。

年 月 日

曾爾村選挙管理委員会委員長

申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲

備考

「申出者の氏名等」の欄には、申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称を、法人(法人でない団体で代表者又は管理人に定めのあるものを含む。)である場合にあつてはその名称、代理者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

第5号様式(第10条関係)

曾爾村選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12の規定により準用する  
同法28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る 年度  
の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

年 月 日

曾爾村選挙管理委員会委員長

申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲

備考

「申出者の氏名等」の欄には、申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称を、法人(法人でない団体で代表者又は管理人に定めのあるものを含む。)である場合にあつてはその名称、代理者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。



第6号様式(第10条関係)

曾爾村選挙管理委員会告示第 号

年度においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

年 月 日

曾爾村選挙管理委員会委員長

第7号様式(第10条関係)

曾爾村選挙管理委員会告示第 号

年度においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12の規定により準用する同法28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

年 月 日

曾爾村選挙管理委員会委員長

